

平成30年11月定例会議会

議 案 説 明



- 議案第 4 6 号 平成 3 0 年度四日市市一般会計補正予算（第 5 号）から  
議案第 9 1 号 市道路線の認定について まで  
並びに  
報告第 1 2 号 市長専決処分事項の報告について 及び  
報告第 1 3 号 議決事件に該当しない契約について

ただいま上程されました議案及び報告についてご説明申し上げます。

議案第 4 6 号は、本市一般会計補正予算第 5 号案であります。

今回の補正の主な内容は、歳入において、I T 関連企業の会社分割などに伴い、法人市民税の大幅な増額補正を行うほか、歳出において、職員の給与改定等に伴う人件費の補正、国・県の補助制度の改正や補助決定のあった事業費の補正、年度末までの実績見込みに基づく事業費の補正を行うとともに、新図書館を含む中心市街地拠点施設整備の可能性調査検討経費の計上や、シルバー人材センターに除草等を委託する公園施設管理費の増額補正などを行うものであります。

そのほか、災害関連として、平成 3 0 年 7 月豪雨による海岸漂着物対策事業費、台風 2 4 号による漁港施設管理費の増額補正や、台風 2 1 号によって被害のあった川島小学校の法面崩落対策に要する経費を計上しており、歳入歳出予算のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算につきましては、8 7 億 3 , 9 2 0 万 4 , 0 0 0 円の増額で、補正後の予算額は、1 , 2 5 0 億 3 , 4 7 2 万 8 , 0 0 0 円となります。

以下、歳出各款にわたり、主な内容についてご説明申し上げます。

第 1 款 議会費は、議員報酬等の増額補正などであります。

第 2 款 総務費は、新図書館を含む中心市街地拠点施設整備事業費や過年度国県支出金等返還金などの計上などであります。

第3款 民生費は、防災補強等改修支援事業費補助金や私立幼稚園保育料補助金などの増額補正、介護保険特別会計繰出金などの減額補正であります。

第4款 衛生費は、ごみ処理施設管理運営費の増額補正などでありませす。

第5款 労働費は、人件費の減額補正であります。

第6款 農林水産業費は、漁港施設管理費や海岸漂着物対策事業費の増額補正などでありませす。

第7款 商工費は、人件費の減額補正であります。

第8款 土木費は、防災・安全社会資本整備交付金事業費や公園施設管理費の増額補正、社会資本整備総合交付金事業などの減額補正であります。

第9款 消防費は、人件費の減額補正であります。

第10款 教育費は、川島小学校における施設整備費の増額補正などでありませす。

以上、歳出の概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各款に関する特定財源を補正するほか、法人市民税などの市税の増額補正や、前年度からの繰越金の増額補正を行うとともに、交付税措置のない市債の減額補正を行い、収支の均衡を図っております。

さらに、基金につきましては、翌年度に返還の可能性がある法人市民税の中間申告分などについて、財政調整基金への積立金の増額補正を行うとともに、将来の公共施設の一斉更新に備えるため、アセットマネジメント基金への積立金を計上しております。

また、債務負担行為につきましては、中心市街地拠点施設整備可能性調査検討業務委託費、中央陸上競技場天然芝・トラック改修事業費、楠地区認定こども園設計業務委託費、国道1号北勢バイパス関連市道検討業務委託費の追加計上や、霞ヶ浦緑地新野球場整備事業費の限度額の増

額変更を行うほか、施設保守管理委託等に要する経費や、業務・事務処理委託等に要する経費などを追加計上しております。

次に、議案第47号から議案第54号までは、特別会計及び企業会計の補正予算案であり、以下、主な内容についてご説明申し上げます。

競輪事業特別会計は、人件費の増額補正であります。

国民健康保険特別会計は、人件費の減額補正のほか、診療報酬明細書内容点検等業務委託費の債務負担行為の計上であります。

食肉センター食肉市場特別会計は、清掃業務委託費の債務負担行為の計上であります。

介護保険特別会計は、給付費支払準備基金積立金などの増額補正や人件費の減額補正のほか、要介護認定調査業務委託費などの債務負担行為の計上であります。

後期高齢者医療特別会計は、人件費の増額補正であります。

水道事業会計は、交通整理業務費などの債務負担行為の計上であります。

市立四日市病院事業会計は、中央材料室管理運営等業務委託費などの債務負担行為の計上であります。

下水道事業会計は、ポンプ場築造費及び処理場築造費の減額補正のほか、処理場施設等管理事業費などの債務負担行為の計上であります。

つづきまして、条例その他の議案等についてご説明申し上げます。

議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び 議案第56号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、人事院の勧告に準じ、議員及び市長、副市長の期末手当の支給月数を引上げようとするものであります。

議案第57号 職員給与条例の一部改正及び 議案第58号 一般

職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、人事院の勧告に準じ、職員及び一般職の任期付職員の給料表の引上げや勤勉手当の支給月数の引上げなどを行うものであります。

議案第 59 号 特別会計条例の一部改正につきましては、三泗鈴亀農業共済事務組合の清算の完了に伴い、三泗鈴亀農業共済事務組合清算特別会計を廃止しようとするものであります。

議案第 60 号 税関係手数料条例の一部改正、議案第 61 号 戸籍関係等手数料条例の一部改正及び議案第 62 号 印鑑条例の一部改正につきましては、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末からマイナンバーカードを利用して住民票の写し等、市が発行する書類を取得できるサービスが開始されることに伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

議案第 63 号 病児保育室設置条例の廃止につきましては、四日市市病児保育室を公の施設の対象から外して、その運営方法を業務委託に変更することから、同条例を廃止しようとするものであります。

議案第 64 号 児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、児童発達支援センターあけぼの学園の移転、及び居宅訪問型児童発達支援事業の開始に伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

議案第 65 号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、関係ある省令の改正に伴い関係する規定を整備しようとするものであります。

議案第 66 号 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の改正に伴い、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する規定を整備しようとするものであります。

議案第 67 号 総合体育館の設置及び管理に関する条例の制定につ

きましては、四日市総合体育館整備に伴い、施設の名称、使用区分、使用料等について規定しようとするものであります。

議案第 68 号 運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正及び 議案第 69 号 都市公園条例の一部改正につきましては、三重とわか国体に向けた施設整備等に伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

議案第 70 号 就学支援委員会条例の一部改正につきましては、障害のある児童生徒等の就学及びその後の一貫した教育的支援をより推進していくことを明確にする趣旨から、「就学支援委員会」の名称を「教育支援委員会」に改称する等の改正を行おうとするものであります。

議案第 71 号 水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する規定を整備しようとするものであります。

議案第 72 号及び議案第 73 号は、いずれも工事請負契約の締結についてでありまして、霞ヶ浦緑地新野球場整備工事に係る建築工事及び建築電気設備工事について、それぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

議案第 74 号から議案第 90 号までは、公の施設の指定管理者について、それぞれ、市民交流会館の指定管理者ほか 16 件の指定管理者を指定しようとするものであります。

議案第 91 号 市道路線の認定につきましては、道路法に基づき、開発行為による茂福 67 号線ほか 7 路線の認定を行おうとするものであります。

報告第 12 号につきましては、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき、10 件の専決処分事項を報告するものであります。

報告第 13 号につきましては、議決事件に該当しない契約についての

報告に関する条例に基づき、6件の契約を報告するものであります。

以上が各議案及び報告の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。